










No.	表示番号	イメージ	出願種別	商標タイプ	商標	商標の詳細な説明	出願番号 出願日	中間記録	出願人/権利者
1	2015-029831		通常	色彩のみ		商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、青色(PANTONE: 293C)、白色(RGBの組合せ: R255, G255, B255)、緑色(PANTONE: 354C)であり、配色は、上から順に、青色が商標の49%、同じ白色2%、緑色49%となっている。	2015-029831 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.22 ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書 2015.05.08 ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書	久光製薬株式会社
2	2015-029841		通常	色彩のみ		商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組み合わせのみからなるものである。色彩の組み合わせとしては、赤色(RGBの組合せ: R213, G46, B49)、白色(RGBの組合せ: R255, G255, B255)、青色(RGBの組合せ: R0, G129, B184)、緑色(RGBの組合せ: R0, G177, B123)であり、配色は、左から順に、赤色が商標の18.75パーセント、白色6.25パーセント、青色18.75パーセント、緑色56.25パーセントとなっている。	2015-029841 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	ミサワホーム株式会社
3	2015-029842		通常	色彩のみ		商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組み合わせのみからなるものである。色彩の組み合わせとしては、黄色(RGBの組合せ: R255, G185, B79)、赤色(RGBの組合せ: R213, G46, B49)、白色(RGBの組合せ: R255, G255, B255)、青色(RGBの組合せ: R0, G129, B184)、緑色(RGBの組合せ: R0, G177, B123)であり、配色は、左から順に、黄色が商標の50パーセント、赤色が6.25パーセント、白色6.25パーセント、青色18.75パーセント、緑色18.75パーセントとなっている。	2015-029842 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	ミサワホーム株式会社
4	2015-029851		通常	色彩のみ		商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、青色(RGBの組合せ: R0, G129, B184)のみからなるものである。	2015-029851 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	ミサワホーム株式会社
5	2015-029855		通常	色彩のみ		商標登録を受けようとする商標は色彩の組み合わせのみからなるものである。色彩の組み合わせは、赤色(色見本帳DIC PART2 2490)、銀色(DIC16版 616)であり、配色はそれぞれ50%となっている。	2015-029855 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報 2015.05.08 ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書	株式会社円谷プロダクション
6	2015-029858		通常	色彩のみ		商標登録を受けようとする商標は、橙色(RGBの組合せ: R255, G192, B0)のみからなるものである。	2015-029858 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報 2015.04.22 ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書	大幸薬品株式会社
7	2015-029859		通常	色彩のみ		商標登録を受けようとする商標は、橙色(RGBの組合せ: R255, G204, B0)のみからなるものである。	2015-029859 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	大幸薬品株式会社
8	2015-029864		通常	色彩のみ		商標登録を受けようとする商標は「DICカラーガイドPART2(第4版)2251」のみからなるものである。	2015-029864 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.27 ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書	三菱鉛筆株式会社
9	2015-029865		通常	色彩のみ		商標登録を受けようとする商標は色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、「DICカラーガイドPART2(第4版)2251」と黒色(RGBの組合せ: R255, G255, B255)であり、配色は向かって左から順に約88%が「DICカラーガイドPART2(第4版)2251」であり、黒色(RGBの組合せ: R255, G255, B255)の部分が約8%であり、約4%が「DICカラーガイドPART2(第4版)2251」である。	2015-029865 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	三菱鉛筆株式会社

10	2015-029867		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、「DIC PART2(第4版)・2251」と黒色(RGBの組み合わせ:R255、G255、B255)と金色(パントン プレミアムメタリックチップス(パントン プラスシリーズ)10360C)であり、向かって左から部分から順に約85%が「DIC PART2(第4版)・2251」であり、黒色(RGBの組み合わせ:R255、G255、B255)が約7%であり、金色(パントン プレミアムメタリックチップス(パントン プラスシリーズ)10360C)	2015-029867 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	三菱鉛筆株式会社
11	2015-029878		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(RGBの組合せ:R182、G0、B129)のみからなるものである。	2015-029878 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	イオン株式会社
12	2015-029879		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(RGBの組合せ:R182、G0、B129)のみからなるものである。	2015-029879 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	イオン株式会社
13	2015-029880		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青色(RGBの組合せ:R137、G198、B230)のみからなるものである。	2015-029880 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	イオン株式会社
14	2015-029882		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、緑色(PANTONE354C)のみからなるものである。	2015-029882 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報 2015.04.30 ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書	株式会社 伊藤園
15	2015-029883		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、緑色(PANTONE293C)のみからなるものである。	2015-029883 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 手続補正書 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報 2015.04.02 認定・付加情報	株式会社 伊藤園
16	2015-029884		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、緑色(PANTONE354C)、青色(PANTONE293C)であり、配色は、上から順に、緑色が商標の50パーセント、青色が商標の50パーセントとなっている。	2015-029884 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	株式会社 伊藤園
17	2015-029885		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、青色(PANTONE293C)、緑色(PANTONE354C)であり、配色は、左から順に、青色が商標の50パーセント、緑色が商標の50パーセントとなっている。	2015-029885 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	株式会社 伊藤園
18	2015-029891		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(RGBの組合せ:R252、G0、B25)のみからなるものである。	2015-029891 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.30 ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書	日本精工株式会社

19	2015-029892		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青色(RGBの組合せ:R17, G17, B131)のみからなるものである。	2015-029892 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	日本精工株式会社
20	2015-029896		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青色(PANTONE 307C)のみからなるものである。	2015-029896 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.08 認定・付加情報 2015.04.30 ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書	片岡物産株式会社
21	2015-029897		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、黄色(RGBの組合せ:R255, G173, B0)、黒色(RGBの組合せ:R0, G0, B0)、赤色(RGBの組合せ:R255, G0, B0)であり、配色は、上から順に、黄色が商標の76パーセント、同じく黒色5パーセント、赤色19パーセントとなっている。	2015-029897 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.05.11 ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書	日本特殊陶業株式会社
22	2015-029898		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、黄色(RGBの組合せ:R255, G173, B0)からのみなるものである。	2015-029898 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	日本特殊陶業株式会社
23	2015-029900		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(PANTONE Red032 C)のみからなるものである。	2015-029900 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	株式会社サカタのタネ
24	2015-029901		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、緑色(PANTONE 347C)のみからなるものである。	2015-029901 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	株式会社サカタのタネ
25	2015-029902		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(PANTONE Red032 C)のみからなるものである。上下に膨らむように緩い弧を描いている。	2015-029902 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	株式会社サカタのタネ
26	2015-029903		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、緑色(PANTONE 347C)のみからなるものである。尚、上下の緑色は共に全体の25パーセントずつの割合を占めている。	2015-029903 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	株式会社サカタのタネ
27	2015-029909		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、緑色(RGBの組合せ:R0, G104, B77)のみからなるものである。	2015-029909 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社カインズ

28	2015-029911		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という)は、色彩のみからなるものであり、カメラ、デジタルカメラのグリップ部分の一部を赤色(TOYO88 ColorFinder 1050の色番号CF0096)とする構成からなる。なお、商標見本における破線は、商品形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-029911 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社ニコン
29	2015-029912		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、青色(PANTONE(商標登録第1643990号) 287C:C100% M95% K5%)、黄色(PANTONE(商標登録第1643990号) 116C:Y100% M25%)であり、配色は、上から順に、青色が商標の70%、同じく黄色30%となっている。	2015-029912 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.05.08 ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書	株式会社セディナ
30	2015-029914		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という)は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せとしては、青色(Pantone 293C)、白色(プロセスカラーの組合せ:C=0, M=0, Y=0, K=0)、黒色(プロセスカラーの組合せ:C=0, M=0, Y=0, K=100)であり、配色は、上から順に、青色、白色、黒色が商標の縦幅を3分割している。	2015-029914 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報 2015.05.08 ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書	株式会社トンボ鉛筆
31	2015-029920		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、赤色(PANTONE:186C)、緑色(PANTONE:354C)であり、配色は、上から順に、赤色が商標の30パーセント、同じく緑色70パーセントとなっている。	2015-029920 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報 2015.04.30 ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書 2015.05.18 ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書	株式会社ブリヂストン
32	2015-029921		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という)は、女性用ハイヒール靴の靴底部分に付した赤色(PANTONE 18-166 3TP)で構成される。なお、破線は、商標がどのように使用されるかの一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-029921 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 手続補足書 2015.04.01 認定・付加情報 2015.04.17 認定・付加情報	クリスチャン ルブタン
33	2015-029922		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下、「商標」とする)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、上方から下方に向けて色彩が変化するグラデーションより構成されるものであり、上端部が黒色であり、下端部は青緑色(PANTONE 320C)である。	2015-029922 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	ライオン株式会社
34	2015-029923		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(PANTONE179C)のみからなるものである。	2015-029923 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	ライオン株式会社
35	2015-029924		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(PANTONE1795C)のみからなるものである。	2015-029924 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	ライオン株式会社
36	2015-029925		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は(以下、「商標」という)は、色彩のみからなる商標であり、本願指定商品の商品パッケージの上部及び下部を緑色(PANTONE355C)とする構成からなる。なお、破線は、商品パッケージの形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-029925 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	ライオン株式会社

37	2015-029926		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は(以下、「商標」という。)、色彩のみからなる商標であり、本願指定商品の商品パッケージの上部及び下部を桃色(PANTONE211C)とする構成からなる。なお、破線は、商品パッケージの形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-029926 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	ライオン株式会社
38	2015-029938		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、青色(RAL:5002)及び銀色(RAL:9006)であり、配色は、各色50パーセントずつとなっている。	2015-029938 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	レッド・ブル・アクチェンゲゼルシャフト
39	2015-029940		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青色(RGBの組合せ:R0, G130, B212)のみからなるものである。	2015-029940 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社タカトミー
40	2015-029957		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組み合わせのみからなるものである。色彩の組み合わせとしては、赤色(R230, G0, B18)、黄色(R255, G255, B0)、橙色(R243, G151, B0)、緑色(R0, G153, B68)であり、面積比率が大きい中央部が赤色で、その両側に内側から外側に向けて左右対称に黄色、橙色、緑色の三色が配置されてなるものである。	2015-029957 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社王将フードサービス
41	2015-029958		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組み合わせのみからなるものである。色彩の組み合わせとしては、赤色(R230, G0, B18)、黄色(R255, G255, B0)、橙色(R243, G151, B0)、緑色(R0, G153, B68)であり、面積比率が大きい中央部が赤色で、その両側に内側から外側に向けて左右対称に黄色、橙色、緑色の三色が配置されてなるものである。	2015-029958 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社王将フードサービス
42	2015-029983		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、オレンジ色(Pantone151C)のみからなるものである。	2015-029983 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	ユースキン製薬株式会社
43	2015-029984		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せは、上から順に、オレンジ色(Pantone151C)、白色(CMYKの組合せ:C0, M0, Y0, K0)、オレンジ色(Pantone151C)、白色(CMYKの組合せ:C0, M0, Y0, K0)、オレンジ色(Pantone151C)からなる。配色の割合は、上から順に、オレンジ色が15.4パーセント、白色が32.3パーセント、オレンジ色が32.3パーセント、白色が1.5パーセント、オレンジ色が18.5パーセントである。	2015-029984 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	ユースキン製薬株式会社
44	2015-029985		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せとしては、オレンジ色(Pantone151C)、白色(CMYKの組合せ:C0, M0, Y0, K0)、ベージュ色(Pantone468C)であり、配色は、上から順に、オレンジ色が商標の縦幅の31パーセント、同じく白色3.7パーセント、ベージュ色65.3パーセントとなっている。	2015-029985 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	ユースキン製薬株式会社
45	2015-029986		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せとしては、オレンジ色(Pantone151C)、ベージュ色(Pantone468C)であり、配色は、下から順に、オレンジ色が商標の縦幅の21パーセント、同じくベージュ色79パーセントとなっている。	2015-029986 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	ユースキン製薬株式会社

46	2015-029987		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、肌用クリーム(包装容器)のキャップの部分をオレンジ色(Pantone151C)とする構成からなる。なお、破線は、商品の容器の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-029987 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	ユースキン製薬株式会社
47	2015-029996		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、水色(RGBの組合せ:R125、G205、B244)のみからなるものである。なお、JPEG形式のデータの性質上、色の階調が限られているため、本件商標見本のデータをJPEG形式で保存した結果、Rが126に強制的に変換され保存されてしまっているが、本件商標のRGBの数値はR125、G205、B244である。また、当該水色は、HTMLのカラーコードでは7DCDF4となる。本件商標は、本願出願人の業務にかかるとする公正式教室の看板もしくは広告ならびにウェブサイト	2015-029996 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.30 手続補正指令書(出願) 2015.05.13 上申書 2015.05.19 認定・付加情報	株式会社公文教育研究会
48	2015-029999		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、タキシーエロー(マンセル値:0.5YR5.6/11.2)のみからなるものである。	2015-029999 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	日立建機株式会社
49	2015-030000		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、油圧ショベルのブーム、アーム、バケット、シリンダチューブ、建屋カバー及びカウンタウエイトの部分をタキシーエロー(マンセル値:0.5YR5.6/11.2)とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030000 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	日立建機株式会社
50	2015-030001		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、油圧ショベルのブーム、アーム、バケット、シリンダチューブ、建屋カバー及びカウンタウエイトの部分をタキシーエロー(マンセル値:0.5YR5.6/11.2)とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030001 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	日立建機株式会社
51	2015-030002		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、油圧ショベルのブーム、アーム、バケット、シリンダチューブ及び車体の座席下方から後方にかけてのカバーの部分をタキシーエロー(マンセル値:0.5YR5.6/11.2)とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030002 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	日立建機株式会社
52	2015-030003		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、油圧ショベルのブーム、アーム、バケット及び車体の座席下方から後方にかけてのカバーの部分をタキシーエロー(マンセル値:0.5YR5.6/11.2)とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030003 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	日立建機株式会社
53	2015-030004		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、ホイールローダのバケット、リフトアーム、シリンダチューブ、リンク機構部、フロントフレーム、リヤフレーム、カウンタウエイト及びホイールの部分をタキシーエロー(マンセル値:0.5YR5.6/11.2)とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030004 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	日立建機株式会社
54	2015-030005		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、鉱山用積込み機のアーム、ブーム、シリンダチューブ、及びキャブを除く建屋の部分をタキシーエロー(マンセル値:0.5YR5.6/11.2)とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030005 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	日立建機株式会社

55	2015-030006		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、ダンストラックのメインフレーム、荷台及びキャノピーの部分をタキシーイエロー(マンセル値:0.5YR5.6/11.2)とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030006 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	日立建機株式会社
56	2015-030014		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青緑色(RGBの組合せ:R0,G160,B165)のみからなるものである。	2015-030014 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	シライ電子工業株式会社
57	2015-030015		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、オレンジ色(RGBの組合せ:R234,G99,B0)のみからなるものである。	2015-030015 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	シライ電子工業株式会社
58	2015-030024		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、色見本帳番号DIC-283の色(RGBの組合せ:R154,G30,B69)のみからなるものである。	2015-030024 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社コクミン
59	2015-030037		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、白色(プロセスカラー-CMYKの組合せ:C0,M0,Y0,K0/DIC:FG79白)、オレンジ色(プロセスカラー-CMYKの組合せ:C0,M60,Y100,K0/PANTONE:165C)、緑色(プロセスカラー-CMYKの組合せ:C100,M0,Y100,K0/PANTONE:347C)、赤色(プロセスカラー-CMYKの組合せ:C0,M100,Y100,K0/PANTONE:185C2X)であり、配色は、上から順に、	2015-030037 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	株式会社セブニーイレブ・ジャパン
60	2015-030038		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、白色(プロセスカラー-CMYKの組合せ:C0,M0,Y0,K0/DIC:FG79白)、オレンジ色(プロセスカラー-CMYKの組合せ:C0,M60,Y100,K0/PANTONE:165C)、緑色(プロセスカラー-CMYKの組合せ:C100,M0,Y100,K0/PANTONE:347C)、赤色(プロセスカラー-CMYKの組合せ:C0,M100,Y100,K0/PANTONE:185C2X)であり、配色は、上から順に、	2015-030038 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	株式会社セブニーイレブ・ジャパン
61	2015-030039		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、オレンジ色(プロセスカラー-CMYKの組合せ:C0,M60,Y100,K0/PANTONE:165C)、緑色(プロセスカラー-CMYKの組合せ:C100,M0,Y100,K0/PANTONE:347C)、赤色(プロセスカラー-CMYKの組合せ:C0,M100,Y100,K0/PANTONE:185C2X)であり、配色は、上から順に、オレンジ色、緑色、赤色で、各々商標の三分の一ずつである。	2015-030039 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	株式会社セブニーイレブ・ジャパン
62	2015-030040		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、白色(DIC:FG79白)、オレンジ色(PANTONE:Orange021C)、緑色(PANTONE:3425C)、赤色(PANTONE:200C)であり、配色は、上から順に、白色が商標の13.125パーセント、同じくオレンジ色12.5パーセント、白色13.125パーセント、緑色22.5パーセント、白色13.125パーセント、赤色12.5パーセント、白色13.125パーセントとなっている。	2015-030040 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	株式会社セブニーイレブ・ジャパン
63	2015-030047		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組み合わせのみからなるものである。色彩の組み合わせとしては、青色(DIC181)及び緑色(DIC2561)であり、配色は青色の面積3.8611に対し緑色の面積1の割合となっている。なお、商標の縦横比は縦1に対し横1.5938である。余白の白は商標を構成しない。	2015-030047 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.02 認定・付加情報	株式会社ビューカード



64	2015-030049		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、水平器の中央上部に位置する円柱形の気泡管の部分を青色(RGBの組合せ:R119, G196, B255)とする構成からなる。なお、水平器の気泡管の部分以外の破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030049 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	シンワ測定株式会社
65	2015-030050		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものであり、水平器の中央上部に位置する円柱形の気泡管の部分を青色(RGBの組合せ:R119, G196, B255)、白色(RGBの組合せ:R255, G255, B255)の組合せとする構成からなる。配色は、気泡管の一方の端部から他方の端部に向けて順に、青色が商標の17.9パーセント、同じく白色2.4パーセント、青色4.5パーセント、白色2.4パーセント、青色45.6パーセント、白色2.4パーセント、青色4.5パーセントの組合せのみからなるものである。	2015-030050 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	シンワ測定株式会社
66	2015-030100		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(RGBの組合せ:R255, G0, B70)のみからなるものである。	2015-030100 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	大和ハウス工業株式会社
67	2015-030101		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、橙色(CMYKの組合せ:C0, M70, Y100, K0)、白色(CMYKの組合せ:C0, M0, Y0, K0)であり、配色は、上から橙色が商標の縦幅の80パーセント、同じく白色20パーセントとなっている。	2015-030101 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報 2015.04.03 手続補足書 2015.04.22 認定・付加情報	大和ハウス工業株式会社
68	2015-030112		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、黒色(RGBの組合せ:R16, G24, B32)、黄色(RGBの組合せ:R254, G219, B0)、黒色(RGBの組合せ:R16, G24, B32)であり、配色は、上から順に、黒色が商標の26.7パーセント(又は15分の4)、同じく黄色46.6パーセント(又は15分の7)、同じく黒色26.7パーセント(又は15分の4)となっている。	2015-030112 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	日油技研工業株式会社
69	2015-030113		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、赤色(RGBの組合せ:R197, G0, B62)、白色(RGBの組合せ:R255, G255, B255)、赤色(RGBの組合せ:R197, G0, B62)であり、配色は、上から順に、赤色が商標の26.7パーセント(又は15分の4)、同じく白色46.6パーセント(又は15分の7)、同じく赤色26.7パーセント(又は15分の4)となっている。	2015-030113 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	日油技研工業株式会社
70	2015-030115		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青色(PANTONE色番号:300C)のみからなるものである。	2015-030115 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	大塚製薬株式会社
71	2015-030118		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色と白色の組み合わせのみからなるものである。赤色の部分は、マゼンタが90~100、イエローが65~90で、包材によりシアン、スミを補色することがある。配色は、赤色7~5.5対白色3~4.5となっている。なお、赤色部分の両側線から上方へのびた2本の想像線は、これら両想像線とこれらの想像線の先端間を結ぶ水平線(表示なし)で囲まれる部分が白色なので、その輪郭を示すための参考線で、これらの想像線は本件商標の構成に直接的な関係はない。商標登録を受けようとする商標は、緑色(DIC213)のみからなるものである。	2015-030118 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	佐久間製菓株式会社
72	2015-030125		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、緑色(DIC213)のみからなるものである。	2015-030125 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	東日本旅客鉄道株式会社

73	2015-030127		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、赤色(PANTONE227C)、青色(PANTONE281C)であり、配色は、上から順に、赤色が商標の50パーセント、同じく青色50パーセントとなっている。	2015-030127 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	京王電鉄株式会社
74	2015-030129		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、赤色(RGBの組合せ:R193, G0, B41)、緑色(RGBの組合せ:R0, G155, B75)、白色(RGBの組合せ:R255, G255, B255)、青色(RGBの組合せ:R38, G67, B109)であり、配色は、左から順に、赤色が商標の25パーセント、同じく緑色25パーセント、白色25パーセント、青色25パーセントとなっている。	2015-030129 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社タジマ
75	2015-030134		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下、「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、指定商品である各用途用の電磁波シールドフィルム(以下、「商品フィルム」という。)の片面を艶消し調の黒色(Labの組み合わせ:L*25.32, a*-0.16, b*-1.15)とする構成からなる。上側の図は商品フィルムの片面を表し、下側の図は商品フィルムの他方の面を表すものである。なお、商品フィルムの外形部分の破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。また、商品フィ	2015-030134 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	タツタ電線株式会社
76	2015-030136		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下、「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、指定商品である各用途用の導電性ボンディングフィルム(以下、「商品フィルム」という。)の片面を茶色(Labの組み合わせ:L*52.34, a*11.46, b*12.21)とする構成からなる。上側の図は商品フィルムの片面を表し、下側の図は商品フィルムの他方の面を表すものである。なお、商品フィルムの外形部分の破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。また、商品フィルムは極	2015-030136 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	タツタ電線株式会社
77	2015-030155		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、二輪自動車・自転車用ブレーキパッドの摺擦作用面(写真中央の矩形茶色部分)を除く外周面(バックプレート部分および摩擦部材側面)を赤色(RGBの組合せ:R255, G0, B0)とする構成からなる。なお、写真で示した商標である二輪自動車・自転車用ブレーキパッドは、商品の形状の一例を示したものであり、形状自体は商標を構成する要素でない。また写真では現れないブレーキパッドの裏面側のバックプレート全体	2015-030155 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社デイトナ
78	2015-030159		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、青色(プロセスカラーの組合せ:C100%, M80%, Y0%, K0%)のみからなるものである。	2015-030159 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	アスクル株式会社
79	2015-030160		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、オレンジ色(RGBの組合せ:R235, G85, B5/PANTONE:166C)のみからなるものである。	2015-030160 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 手続補足書 2015.04.17 認定・付加情報	KDDI株式会社
80	2015-030185		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下、「商標」という。)は、黄色のみからなるものである。	2015-030185 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.27 認定・付加情報	かどや製油株式会社
81	2015-030187		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組み合わせのみからなるものである。色彩の組み合わせとしては、明赤色(CMYKの組み合わせ:C0%, M100%, Y80%, K0%)、暗赤色(CMYKの組み合わせ:C40%, M100%, Y100%, K15%)である。配色は、上から順に、明赤色が商標の50%、暗赤色が商標の50%となっている。	2015-030187 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	アイディエーション・ジャパン株式会社


82	2015-030193		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、フレンドリーブラウン(RGBの組み合わせ:R189, G119, B26)のみからなるものである。	2015-030193 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	三井住友カード株式会社
83	2015-030194		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、色彩の組み合わせのみからなるものである。色彩の組み合わせとしては、フラッシュイエロー(RGBの組み合わせ:R255, G241, B0)とアースグリーン(RGBの組み合わせ:R0, G114, B83)であり、配色の比率は、上から、フラッシュイエローが33パーセント、アースグリーンが67パーセント(1:2)となっている。	2015-030194 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	三井住友カード株式会社
84	2015-030195		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、シルバーホワイト(RGBの組み合わせ:R217, G216, B222)のみからなるものである。	2015-030195 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	三井住友カード株式会社
85	2015-030196		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、マスタード(RGBの組み合わせ:R194, G162, B58)のみからなるものである。	2015-030196 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	三井住友カード株式会社
86	2015-030197		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、チャコールブラック(RGBの組み合わせ:R24, G25, B26)のみからなるものである。	2015-030197 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	三井住友カード株式会社
87	2015-030200		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、ライラック(RGBの組み合わせ:R209, G139, B202)のみからなるものである。	2015-030200 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	三井住友カード株式会社
88	2015-030201		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、セレストブルー(RGBの組み合わせ:R124, G171, B209)のみからなるものである。	2015-030201 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	三井住友カード株式会社
89	2015-030214		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、二輪自動車・自転車用ブレーキパッドの摩擦部材(写真中央のプレート状灰色部分)を除くバックプレートの露見部分を、金色(DICカラーガイド第19版:DIC-620)とする構成からなる。なお、写真で示した商標である二輪自動車・自転車用ブレーキパッドは、商品の形状の一例を示したものであり、形状自体は商標を構成する要素ではない。また写真では現れないブレーキパッドの裏面側のバックプレート全体も同様に金	2015-030214 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社デイトナ
90	2015-030232		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組み合わせのみからなるものである。色彩の組み合わせとしては、灰色(DICの組合せ:DIC-511, C80, M65, Y71, K30)、白色(RGBの組合せ:R255, G255, B255)、赤色(DICの組合せ:DIC-564, M97, Y80)であり、配色は、上から順に灰色が商標の50パーセント、同じく白色23パーセント、赤色27パーセントとなっている。	2015-030232 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社

91	2015-030241		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青色(マンセル値:5PB 4.5/10)のみからなるものである。	2015-030241 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	株式会社堀場製作所
92	2015-030242		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、二輪自動車・自転車用ブレーキシューの摺擦作用面(写真の外周部茶色部分)を除く全周面を水色(RGBの組合せ:R51, G204, B255)とする構成からなる。なお、写真で示した商標である二輪自動車・自転車用ブレーキパッドは、商品の形状の一例を示したものであり、形状自体は商標を構成する要素ではない。また写真中にブレーキシューを保持するコイルスプリングが含まれるが、このものは商標を構成する要素	2015-030242 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社デイトナ
93	2015-030243		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(色番号RAL3020)のみからなるものである。RALは欧州で一般に用いられる色彩規格の名称である。	2015-030243 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	ヒルティ アクチエンゲゼルシャフト
94	2015-030264		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、青色(PANTONE:287C, CMYK:C100, M69, K11)、黄色(PANTONE:108C, CMYK:M10, Y100)であり、配色は、上から順に、青色が商標の44パーセント(又は9分の4)、同じく黄色56パーセント(又は9分の5)となっている。	2015-030264 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	セメダイン株式会社
95	2015-030276		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、薄群青色(RGBの組合せ:R103, G133, B193)のみからなるものである。	2015-030276 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
96	2015-030281		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せは、上から順に、茶色(PANTONE:4975C)、金色(PANTONE:871C)、茶色(PANTONE:4975C)、金色(PANTONE:871C)、茶色(PANTONE:4975C)からなる。配色の割合は、上から順に、茶色が14パーセント、金色が3.6パーセント、茶色が4.4パーセント、金色が17.5パーセント、茶色が60.5パーセントである。	2015-030281 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社大塚製薬工場
97	2015-030282		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、軟膏用容器の蓋の部分茶色(PANTONE:505C)とする構成からなる。なお、軟膏用容器の破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030282 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社大塚製薬工場
98	2015-030283		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せは、上から順に、薄緑色(PANTONE:2281C)、赤色(PANTONE:485C)、薄緑色(PANTONE:2281C)、赤色(PANTONE:485C)、薄緑色(PANTONE:2281C)、赤色(PANTONE:485C)、薄緑色(PANTONE:2281C)からなる。配色の割合は、上から順に、薄緑色が5.8パーセント、赤色が5パーセント、薄緑色が72パーセント、赤色が1.4パーセント、薄緑色が1.4パーセント、赤色が1.	2015-030283 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社大塚製薬工場
99	2015-030290		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、黄色(DICカラーガイド:165)のみからなるものである。	2015-030290 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	大塚製薬株式会社




100	2015-030294		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、紅色(RGBの組合せ:R204, G0, B51)のみからなるものである。	2015-030294 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社NTTDコム
101	2015-030296		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、紅色(RGBの組合せ:R204, G0, B51)のみからなるものである。	2015-030296 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社NTTDコム
102	2015-030305		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、二輪自動車・自転車用カバーの前後に設けられたスリット状開口部の周縁を除く全面を黒色(RGBの組合せ:R255, G255, B255)とする構成からなる。なお写真で示した商標である二輪自動車・自転車用カバーは、カバーの前方下端部に設けられたスリット状開口部の周縁を赤色とし、またカバーの後方下端に設けられたスリット状開口部の周縁を黄色とする黒色と異なる色で着色がなされているが、着色の色自体は	2015-030305 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.10 手続補正書 2015.04.10 上申書	株式会社デイトナ
103	2015-030306		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、二輪自動車・自転車用カバーの全面を黒色(RGBの組合せ:R255, G255, B255)とし、カバーの前方下端部に設けられたスリット状開口部の周縁を赤色(RGBの組合せ:R255, G0, B0)とし、またカバーの後方下端に設けられたスリット状開口部の周縁を黄色(RGBの組合せ:R255, G255, B0)とする構成からなる。なお、写真で示した商標である二輪自動車・自転車用カバーは、使用状態の商品の形状の一例を	2015-030306 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.10 手続補正書 2015.04.10 上申書	株式会社デイトナ
104	2015-030307		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、緑色(RGBの組合せ:R0, G106, B82)、黄色(RGBの組合せ:R255, G174, B20)、赤色(RGBの組合せ:R255, G0, B0)の3色であり、配色は、上から順に、緑色が商標の61.54パーセント(260分の160)、同じく黄色6.15パーセント(260分の16)、赤色0.77パーセント(260分の2)、黄色0.77パーセント(260分の2)、緑色が商標の30.77パーセント(260分の80)	2015-030307 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社吉勝重建
105	2015-030325		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標であり、商品の包装用容器の正面部分にオレンジ色(RGBの組合せ:R255, G102, B0)と緑色(RGBの組合せ:R0, G153, B102)を記した構成からなる。なお、破線は、商品の包装の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030325 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	日産化学工業株式会社
106	2015-030331		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、オレンジレッド(RGBの組合せ:R244, G120, B54)の色彩のみからなる商標である。	2015-030331 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社ミットヨ
107	2015-030332		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、略直方体の形状をしたエンジン駆動発電機の外皮をなすボンネットの頂面及び四つの側面の計五面の一部をあざやかな紫みの青色(マンセル値:7.5PB 4/12)とする構成からなる。なお、エンジン駆動発電機の形状を表す破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030332 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	デンヨー株式会社
108	2015-030333		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、略直方体の形状をしたエンジン駆動発電機の外皮をなすボンネットの頂面及び四つの側面の計五面の一部を明るい紫みの青色(マンセル値:5.1PB 5.3/11.6)とする構成からなる。なお、エンジン駆動発電機の形状を表す破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030333 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	デンヨー株式会社

109	2015-030334		通常	色彩のみ		商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、略直方体の形状をしたエンジン駆動発電機の外皮をなすボンネットの頂面及び四つの側面の計五面の一部をくすんだ紫みの赤色(マンセル値:7.5RP 5/8)とする構成からなる。なお、エンジン駆動発電機の形状を表す破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030334 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	デンヨー株式会社
110	2015-030335		通常	色彩のみ		商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、略直方体の形状をしたエンジン駆動発電機の外皮をなすボンネットの頂面及び二つの側面の計三面の一部をあざやかな青緑色(マンセル値:7.5BG 5/10)とする構成からなる。なお、エンジン駆動発電機の形状を表す破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030335 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	デンヨー株式会社
111	2015-030337		通常	色彩のみ		商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、略直方体の形状をしたエンジン駆動発電機、エンジン駆動溶接機及びエンジン駆動空気圧縮機の外皮をなすボンネットの頂面の全体及び四つの側面の一部をあざやかな青緑色(マンセル値:7.5BG 5/10)とする構成からなる。なお、エンジン駆動発電機、エンジン駆動溶接機及びエンジン駆動空気圧縮機の形状を表す破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030337 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	デンヨー株式会社
112	2015-030338		通常	色彩のみ		商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、略直方体の形状をしたエンジン駆動空気圧縮機の外皮をなすボンネットの頂面の全体及び四つの側面の一部をあざやかな紫みの青色(マンセル値:7.5PB 4/12)とする構成からなる。なお、エンジン駆動空気圧縮機の形状を表す破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030338 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	デンヨー株式会社
113	2015-030340		通常	色彩のみ		商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、略直方体の形状をしたエンジン駆動空気圧縮機の外皮をなすボンネットの頂面及び二つの側面の計三面の一部をあざやかな紫みの青色(マンセル値:7.5PB 4/12)とする構成からなる。なお、エンジン駆動空気圧縮機の形状を表す破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030340 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	デンヨー株式会社
114	2015-030341		通常	色彩のみ		商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、略直方体の形状をした電動機駆動空気圧縮機の外皮をなすボンネットの頂面の全体及び二つの側面の一部を明るい紫みの青色(マンセル値:5.1PB 5.3/11.6)とする構成からなる。なお、電動機駆動空気圧縮機の形状を表す破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030341 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	デンヨー株式会社
115	2015-030342		通常	色彩のみ		商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、略直方体の形状をしたエンジン駆動発電機及びエンジン駆動溶接機の外皮をなすボンネットの頂面及び四つの側面の計五面の一部をあざやかな紫みの青色(マンセル値:7.5PB 4/12)とする構成からなる。なお、エンジン駆動発電機及びエンジン駆動溶接機の形状を表す破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030342 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	デンヨー株式会社
116	2015-030344		通常	色彩のみ		商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、略直方体の形状をしたエンジン駆動溶接機の外皮をなすボンネットの頂面の全体及び四つの側面の一部をあざやかな紫みの青色(マンセル値:7.5PB 4/12)とする構成からなる。なお、エンジン駆動溶接機の形状を表す破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030344 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	デンヨー株式会社
117	2015-030345		通常	色彩のみ		商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、略直方体の形状をしたエンジン駆動溶接機の外皮をなすボンネットの頂面の全体及び四つの側面の一部をあざやかな青緑色(マンセル値:7.5BG 5/10)とする構成からなる。なお、エンジン駆動溶接機の形状を表す破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030345 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	デンヨー株式会社

118	2015-030357		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、外用の薬剤ボトルの胴体下部半周縁部分を薄二藍色(RGBの組合せ:R84, G47, B142)とする構成からなる。なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の番号を表したものであり、商標を構成する要素ではない。図1は正面上方からの斜視図であり、図2に右側面の上方からの斜視図であり、図3は背面上方からの斜視図であり、図4は左側面の上方からの斜視図である。なお、外用薬剤ボトルの破線は、商品	2015-030357 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	科研製薬株式会社
119	2015-030359		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、青色(RGBの組合せ:R0, G169, B233)からなるものである。	2015-030359 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	スカパーJSAT株式会社
120	2015-030395		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青緑色(PANTONE:326 C, CMYK:C82%・M6%・Y43%・K0%, 近似色となるRGBの組合せ:R0・G173・B176)のみからなるものである。	2015-030395 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 上申書 2015.04.02 手続補足書 2015.04.27 認定・付加情報	コベルコ建機株式会社
121	2015-030396		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、油圧ショベルの本体の外装(車体フレームの側部カバー、キャブ、エンジンフードおよびハンドレールを除く)、カウンタウエイト、アタッチメントを構成するブーム、アーム、バケット、およびこれらを作動させるシリンダチューブの部分に青緑色(PANTONE:326C, CMYK:C82%・M6%・Y43%・K0%, 近似色となるRGBの組合せ:R0・G173・B176)とする構成からなる。なお、油圧ショベルの実線は、色彩を付する位置に	2015-030396 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 上申書 2015.04.02 手続補足書 2015.04.27 認定・付加情報	コベルコ建機株式会社
122	2015-030408		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、緑色(HSBの組合せ:H161, S100, B28)のみからなるものである。	2015-030408 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社三井住友銀行
123	2015-030409		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、黄緑色(HSBの組合せ:H65, S100, B84)のみからなるものである。	2015-030409 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社三井住友銀行
124	2015-030410		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、黄緑色(HSBの組合せ:H74, S85, B78)のみからなるものである。	2015-030410 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社三井住友銀行
125	2015-030411		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、緑色(CMYKの組合せ:C100%, M0%, Y70%, K70%)のみからなるものである。	2015-030411 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社三井住友銀行
126	2015-030412		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、黄緑色(CMYKの組合せ:C30%, M0%, Y100%, K0%)のみからなるものである。	2015-030412 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社三井住友銀行

127	2015-030413		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、緑色(HSBの組合せ:H161, S100, B28)、黄緑色(HSBの組合せ:H65, S100, B84)であり、配色は、上から順に、緑色が商標の75%、黄緑色が25%となっている。	2015-030413 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社三井住友銀行
128	2015-030414		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、緑色(HSBの組合せ:H161, S100, B28)、黄緑色(HSBの組合せ:H65, S100, B84)であり、配色は、上から順に、緑色が商標の2、黄緑色が1の割合となっている。	2015-030414 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社三井住友銀行
129	2015-030415		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、黒色(HSBの組合せ:H0, S0, B0)、灰色(HSBの組合せ:H0, S0, B80)であり、配色は、上から順に、黒色が商標の75%、灰色が25%となっている。	2015-030415 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社三井住友銀行
130	2015-030416		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、黒色(HSBの組合せ:H0, S0, B0)、灰色(HSBの組合せ:H0, S0, B80)であり、配色は、上から順に、黒色が商標の2、灰色が1の割合となっている。	2015-030416 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社三井住友銀行
131	2015-030417		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、緑色(HSBの組合せ:H161, S100, B28)、淡い緑色(HSBの組合せ:H151, S12, B75)であり、配色は、上から順に、緑色が商標の75%、淡い緑色が25%となっている。	2015-030417 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社三井住友銀行
132	2015-030418		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、緑色(HSBの組合せ:H161, S100, B28)、淡い緑色(HSBの組合せ:H151, S12, B75)であり、配色は、上から順に、緑色が商標の2、淡い緑色が1の割合となっている。	2015-030418 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社三井住友銀行
133	2015-030419		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、緑色(CMYKの組合せ:C100%, M0%, Y70%, K70%)、黄緑色(CMYKの組合せ:C30%, M0%, Y100%, K0%)であり、配色は、上から順に、緑色が商標の75%、黄緑色が25%となっている。	2015-030419 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社三井住友銀行
134	2015-030420		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、緑色(CMYKの組合せ:C100%, M0%, Y70%, K70%)、黄緑色(CMYKの組合せ:C30%, M0%, Y100%, K0%)であり、配色は、上から順に、緑色が商標の2、黄緑色が1の割合となっている。	2015-030420 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社三井住友銀行
135	2015-030421		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、緑色(CMYKの組合せ:C100%, M0%, Y70%, K70%)、淡い緑色(CMYKの組合せ:C30%, M0%, Y20%, K20%)であり、配色は、上から順に、緑色が商標の2、淡い緑色が1の割合となっている。	2015-030421 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社三井住友銀行

136	2015-030422		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、緑色(CMYKの組合せ:C100%, M0%, Y70%, K70%)、淡い緑色(CMYKの組合せ:C30%, M0%, Y20%, K20%)であり、配色は、上から順に、緑色が商標の75%、淡い緑色が25%となっている。	2015-030422 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社三井住友銀行
137	2015-030444		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青緑色(CMYKの組合せ:C100%, M0%, Y50%, K0%)、PANTONE色番号:321Cのみからなるものである。	2015-030444 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.02 物件提出書 2015.04.06 認定・付加情報 2015.04.21 認定・付加情報	株式会社ニトリホールディングス
138	2015-030445		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青緑色(PANTONE色番号:3272C、マンセル値:3.3BG5.3/12.2)のみからなるものである。	2015-030445 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.02 物件提出書 2015.04.15 認定・付加情報 2015.04.21 認定・付加情報	株式会社ニトリホールディングス
139	2015-030447		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、青色(日塗工標準色:72-40T)のみからなるものである。	2015-030447 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	葛和 清司
140	2015-030464		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(RGBの組合せ:R223, G0, B16)のみからなるものである。	2015-030464 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	第一生命保険株式会社
141	2015-030465		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(RGBの組合せ:R223, G0, B16)のみからなるものである。	2015-030465 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	第一生命保険株式会社
142	2015-030466		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、スカイグレイ(RGBの組合せ:R226, G221, B212)のみからなるものである。	2015-030466 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	第一生命保険株式会社
143	2015-030467		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、スカイグレイ(RGBの組合せ:R226, G221, B212)のみからなるものである。	2015-030467 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	第一生命保険株式会社
144	2015-030468		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、シルバーグレイ(RGBの組合せ:R194, G183, B168)のみからなるものである。	2015-030468 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	第一生命保険株式会社

145	2015-030469		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、シルバーグレイ(RGBの組合せ:R194, G183, B168)のみからなるものである。	2015-030469 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	第一生命保険株式会社
146	2015-030470		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、ローズグレイ(RGBの組合せ:R146, G132, B110)のみからなるものである。	2015-030470 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	第一生命保険株式会社
147	2015-030471		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、ローズグレイ(RGBの組合せ:R146, G132, B110)のみからなるものである。	2015-030471 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	第一生命保険株式会社
148	2015-030472		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、ローズピンク(RGBの組合せ:R225, G130, B94)のみからなるものである。	2015-030472 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	第一生命保険株式会社
149	2015-030473		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、ローズピンク(RGBの組合せ:R225, G130, B94)のみからなるものである。	2015-030473 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	第一生命保険株式会社
150	2015-030474		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、ピンク(RGBの組合せ:R240, G195, B171)のみからなるものである。	2015-030474 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	第一生命保険株式会社
151	2015-030475		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、ピンク(RGBの組合せ:R240, G195, B171)のみからなるものである。	2015-030475 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	第一生命保険株式会社
152	2015-030492		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せは、上から順に、青色(RGBの組合せ:R0, G108, B184)、赤色(RGBの組合せ:R234, G85, B5)、青色(RGBの組合せ:R0, G108, B184)からなる。配色の割合は、上から順に、青色が3パーセント、赤色が14パーセント、青色が83パーセントである。	2015-030492 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	大同生命保険株式会社
153	2015-030499		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、緑色(PANTONEコード:3268C)のみからなるものである。	2015-030499 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.03 手続補正書	株式会社バスクリン

154	2015-030507		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(PANTONE1797C)のみからなるものである。	2015-030507 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	ライオン株式会社
155	2015-030531		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、上から下に向かっていく線形グラデーションで表した色彩のみからなる商標である。色彩は、上の青色(マンセル値:7.3PB5.0/12.2)から白色(マンセル値:N9.5)を経て下の緑色(マンセル値:2.0G5.77/12.95)に向かってグラデーションで表しており、配色は、上から順に、青色が商標の5パーセント、同じく青色から白色へのグラデーションが12パーセント、白色が10パーセント、白色から緑色へのグラデーションが29パーセント、緑色	2015-030531 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社大林組
156	2015-030532		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、オレンジ色(マンセル値:4.7YR7.0/15.1)のみからなるものである。	2015-030532 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社大林組
157	2015-030535		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、橙色(RGBの組合せ:R237, G97, B3)のみからなるものである。	2015-030535 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社ネクスト
158	2015-030536		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青色(RGBの組合せ:R0, G60, B136)のみからなるものである。	2015-030536 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社ネクスト
159	2015-030540		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(RGBの組合せ:R204, G0, B0)のみからなるものである。	2015-030540 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	日本郵政株式会社
160	2015-030545		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、青色(RGBの組合せ:R17, G57, B97)、赤色(RGBの組合せ:R216, G10, B48)であり、配色は、上から順に、青色が商標の3分の2(66.67パーセント)、同じく赤色3分の1(33.33パーセント)となっている。	2015-030545 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	オリックス株式会社
161	2015-030546		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、白色(RGBの組合せ:R255, G255, B255)、赤色(RGBの組合せ:R216, G10, B48)、青色(RGBの組合せ:R17, G57, B97)であり、配色は、左から順に、白色が商標の23.33パーセント、同じく赤色21.91パーセント、青色54.76パーセントとなっている。	2015-030546 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	オリックス株式会社
162	2015-030547		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、左から右に向かっていく線形グラデーションで表した色彩のみからなる商標である。色彩は、左の赤色(RGBの組合せ:R216, G10, B48)から右の青色(RGBの組合せ:R17, G57, B97)に向かってグラデーションで表しており、左から商標の30パーセントの位置が赤紫色(RGBの組合せ:R144, G60, B117)となっており、前記赤紫色から右に商標の10パーセントの位置が紫色(RGBの組合せ:R111, G66, B139)となっており、前記紫色	2015-030547 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	オリックス株式会社

163	2015-030557		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、オレンジ色(RGBの組合せ:R237, G109, B0)のみからなるものである。	2015-030557 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社デイトナ
164	2015-030584		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤(RGBの組み合わせ:R230, G0, B18)のみからなるものである。	2015-030584 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	山崎製パン株式会社
165	2015-030586		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、ピンク色(RGBの組合せ:R229, G0, B101)のみからなるものである。	2015-030586 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.01 認定・付加情報	株式会社GYAO
166	2015-030604		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、商品の包装容器のヘッド部及びキャップ部を青色(PANTONE 293C)、ヘッド部固定用部材のベース部を水色(PANTONE 292C)とする構成からなる。なお、破線は商品の包装容器の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030604 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	サンスター株式会社
167	2015-030667		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、ライムグリーン色(RGBの組合せ:R105, G190, B40)のみからなるものである。	2015-030667 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	川崎重工業株式会社
168	2015-030668		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せは、黒色(RGBの組合せ:R0/G0/B0)およびライムグリーン色(RGBの組合せ:R105, G190, B40)である。配色の比率は、一番上の黒色と、ライムグリーン色・黒色・ライムグリーン色・黒色・ライムグリーン色との組合せが3:1.2となる。そして、その1.2の中の配色の比率は、ライムグリーン色・黒色・ライムグリーン色・黒色・ライムグリーン色の順に1.0.5:2.0.75:4となる。	2015-030668 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	川崎重工業株式会社
169	2015-030675		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青色(PANTONE287C)のみからなるものである。	2015-030675 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	オリンパス株式会社
170	2015-030676		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、医療用機械器具の筐体の正面視上部を青色(PANTONE287C)とする構成からなる。なお、医療用機械器具の筐体の赤色着色部分は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030676 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	オリンパス株式会社
171	2015-030689		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(RGBの組合せ:R255, G0, B51)のみからなるものである。	2015-030689 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.02 認定・付加情報	ヤフー！ インコーポレイテッド

172	2015-030696		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という)は、色彩のみからなる商標であり、バイクの給油タンク部分をライムグリーン色(RGBの組合せ:R105, G190, B40)とする構成からなる。なお、グレーの着色部分および破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030696 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	川崎重工業株式会社
173	2015-030701		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(PANTONE186C)のみからなるものである。	2015-030701 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	東洋水産株式会社
174	2015-030702		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、緑色(PANTONE355C)のみからなるものである。	2015-030702 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	東洋水産株式会社
175	2015-030703		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。))は、色彩のみからなるものであり、即席うどんの容器外側側面の周縁を帯状の赤色(PANTONE186C)とする構成からなる。なお、即席うどんの容器の波線部分は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030703 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	東洋水産株式会社
176	2015-030704		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。))は、色彩のみからなるものであり、即席そばの容器外側側面の周縁を帯状の緑色(PANTONE355C)とする構成からなる。なお、即席そばの容器の波線部分は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030704 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	東洋水産株式会社
177	2015-030707		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、金色(PANTONE871C)のみからなるものである。	2015-030707 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	東洋水産株式会社
178	2015-030708		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、紫色(RGBの組合せ:R176, G123, B230)のみからなるものである。	2015-030708 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.02 認定・付加情報	ヤフー株式会社
179	2015-030709		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、黄色(RGBの組合せ:R255, G218, B69)のみからなるものである。	2015-030709 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.02 認定・付加情報	ヤフー株式会社
180	2015-030713		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。))は、色彩の組み合わせからなる色彩のみからなる商標であり、医療用機械器具の筐体の正面部において、上部に青色(PANTONE 287C)、左面部に白色(PANTONE Cool Gray 1C)、右面部に灰色(PANTONE 7540C)とする構成からなる。なお、医療用機械器具の筐体の赤色着色部分は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030713 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	オリンパス株式会社

181	2015-030715		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、ノートブック型コンピュータ、タブレット型コンピュータ又はポータブルデジタルビデオディスクプレーヤーのディスプレイ面の背面部分を金色(PANTONE色見本帳の番号は、7527PC)とする構成からなる。なお、商標登録を受けようとする商標において、ディスプレイ面の背面部分以外の破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成するものではない。	2015-030715 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.02 認定・付加情報	株式会社東芝
182	2015-030733		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、包装用容器のふたの縁の部分を金色(パントン色見本: #ffd700)とする構成からなる。なお、図面における破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030733 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.30 手続補正書	リスパック株式会社
183	2015-030734		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、包装用容器のふたの縁の部分を金色(パントン色見本: #ffd700)、包装用容器の器を黒色(パントン色見本: #000000)とする構成からなる。なお、図面における破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030734 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.30 手続補正書	リスパック株式会社
184	2015-030934		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、船舶レーダー用アンテナの下部を青色(PANTONE2945C)、上部を白色(MUNSEL N9, 5)とする構成からなる。なお、商標登録を受けようとする商標中に表れた破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-030934 2015/04/02	[審査] 2015.04.02 願書	古野電気株式会社
185	2015-031329		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、紫色(RGBの組合せ: R111, G78, B141)のみからなるものである。	2015-031329 2015/04/03	[審査] 2015.04.03 願書 2015.04.17 認定・付加情報	極東産機株式会社
186	2015-031354		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青色(CMYKの組合せ: C100, M50, Y0, K0)のみからなるものである。	2015-031354 2015/04/03	[審査] 2015.04.03 願書	株式会社アートネイチャー
187	2015-031358		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青色(CMYKの組合せ: C0, M100, Y30, K0)のみからなるものである。	2015-031358 2015/04/03	[審査] 2015.04.03 願書	株式会社アートネイチャー
188	2015-033058		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、婦人靴の靴底の部分を赤色(RGBの組合せ: R166, G25, B46)とする構成からなる。なお、婦人靴の靴底の部分以外の破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標登録を受けようとする商標を構成する要素ではない。	2015-033058 2015/04/08	[審査] 2015.04.08 願書	株式会社モータークレア
189	2015-033707		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、防錆剤・潤滑剤を封入した容器(スプレー缶)の前面を、上部に矩形の窓を設けて、赤色(RGBの組み合わせ: R216, G12, B37)とする構成からなる。なお、商標見本は、商品(容器)の正面図と斜視図を示したものであり、また、破線は商品(容器)の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-033707 2015/04/09	[審査] 2015.04.09 願書	呉工業株式会社

190	2015-034148		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、黄色(RGBの組合せ:R25 5, G224, B0)のみからなるものである。	2015-034148 2015/04/10	[審査] 2015.04.10 願書	株式会社はとバス
191	2015-035610		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色の組合せとしては、社団法人日本塗料工業会2009年度E版塗料用標準色(色見本)の赤色(E05-40V)の外側部と灰色(EN-75)の中央部と青色(E65-60P)の中央上部の構成からなり、配色は、外側の赤色が商標の91パーセント、中央部の灰色6パーセント、中央上部の青色3パーセントとなっている。	2015-035610 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	共同カイテック株式会社
192	2015-035611		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、緑色(PANTONE 336C Green88. 90 Black11. 10)のみからなるものである。	2015-035611 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社エンジニア
193	2015-035612		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は単色のみからなり、その色彩は、測色に関する日本工業規格 JIS Z 8722(2009)及びJIS Z 8781-4(2013)にて定義されるL▲*▼、a▲*▼、b▲*▼が、それぞれL▲*▼=59.99、a▲*▼=-2.10、b▲*▼=-3.68からなるものである。	2015-035612 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	日新製鋼株式会社
194	2015-035613		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は単色のみからなり、その色彩は、測色に関する日本工業規格 JIS Z 8722(2009)及びJIS Z 8781-4(2013)において定義されるL▲*▼、a▲*▼、b▲*▼が、それぞれL▲*▼=-35.90、a▲*▼=-0.57、b▲*▼=0.30からなるものである。	2015-035613 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	日新製鋼株式会社
195	2015-035614		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下、「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、青色のみからなるものである。商標は、PANTONE 2728Cと同一又は近似する色である。	2015-035614 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.16 手続補正書 2015.04.22 認定・付加情報 2015.04.28 出願番号特定通知書	大鵬薬品工業株式会社
196	2015-035615		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下、「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、黄緑色のみからなるものである。商標は、PANTONE 375Cと同一又は近似する色である。	2015-035615 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.16 手続補正書 2015.04.22 認定・付加情報 2015.04.28 出願番号特定通知書	大鵬薬品工業株式会社
197	2015-035616		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下、「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、赤色のみからなるものである。商標は、赤色(CMYの組合せ:C 10%、M 100%、Y 100%)と同一又は近似する色、又は、赤色(PANTONE 1797C)と同一又は近似する色である。	2015-035616 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
198	2015-036238		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、ICカード券面の部分を緑色(DIC91)とする構成からなる。なお、ICカードの破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-036238 2015/04/14	[審査] 2015.04.14 願書 2015.04.14 認定・付加情報	東日本旅客鉄道株式会社

199	2015-036295		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、赤色(RGBの組合せ:R213, G45, B33)、黄色(RGBの組合せ:R245, G228, B48)、黒色(RGBの組合せ:R13, G2, B5)であり、配色は、上から順に、赤色が商標の65パーセント、同じく黄色15パーセント、黒色20パーセントとなっている。	2015-036295 2015/04/14	[審査] 2015.04.14 願書 2015.05.08 手続補正指令書(出願) 2015.05.20 手続補正書 2015.05.20 認定・付加情報	株式会社ギフトセンター三樹
200	2015-036575		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、黒色(RGBの組合せ:R0, G0, B0)、緑色(RGBの組合せ:R172, G205, B0)であり、配色は、上から順に、黒色が商標の70パーセント、同じく緑色30パーセントとなっている。	2015-036575 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書	ロイヤルホームセンター株式会社
201	2015-036918		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青色(RGBの組合せ:R20, G50, B170)のみからなるものである。	2015-036918 2015/04/15	[審査] 2015.04.15 願書 2015.04.15 認定・付加情報	大日本印刷株式会社
202	2015-036920		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(RGBの組合せ:R204, G0, B0)のみからなるものである。	2015-036920 2015/04/15	[審査] 2015.04.15 願書 2015.04.15 認定・付加情報	株式会社ジェイティーピー
203	2015-036921		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、灰色(RGBの組合せ:R153, G153, B153)のみからなるものである。	2015-036921 2015/04/15	[審査] 2015.04.15 願書 2015.04.15 認定・付加情報	株式会社ジェイティーピー
204	2015-036922		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、赤色(RGBの組合せ:R204, G0, B0)、灰色(RGBの組合せ:R153, G153, B153)であり、配色は商標上部から約12パーセント及び商標左端から約17パーセントの箇所に、台形を右に約90度に回転させた形で灰色を配し、その他の部分は赤色となっている。	2015-036922 2015/04/15	[審査] 2015.04.15 願書 2015.04.15 認定・付加情報	株式会社ジェイティーピー
205	2015-036923		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、赤色(RGBの組合せ:R204, G0, B0)、黒色(RGBの組合せ:R0, G0, B0)、白色(RGBの組合せ:R255, G255, B255)であり、配色は商標の上から約10パーセント右から約60パーセントに黒色を配し、商標の下から約6パーセントに白色を配し、その他の部分は赤色となっている。	2015-036923 2015/04/15	[審査] 2015.04.15 願書 2015.04.15 認定・付加情報	株式会社ジェイティーピー
206	2015-036966		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、紫色(大日本インキ科学「DICカラーガイド色見本帳」第4版の192番)のみからなるものである。	2015-036966 2015/04/15	[審査] 2015.04.15 願書 2015.04.15 認定・付加情報	株式会社エクセディ
207	2015-037003		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、ペンチのグリップの部分を緑色(PANTONE 336C Green88, 90 Black11, 10)とする構成からなる。なお、ペンチの破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-037003 2015/04/03	[審査] 2015.04.03 願書	株式会社エンジニア

208	2015-037041		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、履物の底面踵部に橙色(PANTONE ▲R ▼166C)を付す構成からなるものである。なお、履物の底面を表わす破線は商品の形状の一例を表示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-037041 2015/04/01	[審査] 2015.04.01 願書 2015.04.28 認定・付加情報	株式会社アサヒコーポレーション
209	2015-037042		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組み合わせのみからなるものである。色彩の組み合わせとしては、マゼンタ色(RGBの組み合わせ:R235, G0, B139)、シアン色(RGBの組み合わせ:R0, G113, B187)であり、配色は天地左右に關係なく、全イメージの50%がマゼンタ色で、残りの50%がシアン色となっている。	2015-037042 2015/04/02	[審査] 2015.04.02 願書	株式会社三昭堂
210	2015-037043		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組み合わせのみからなるものである。色彩の組み合わせとしては、シアン色(RGBの組み合わせ:R0, G113, B187)、マゼンタ色(RGBの組み合わせ:R235, G0, B139)、グリーン色(RGBの組み合わせ:R0, G165, B80)であり、配色は、上から順に、シアン色が商標の3分の1、同じくマゼンタ色3分の1、同じくグリーン色3分の1で構成される。	2015-037043 2015/04/02	[審査] 2015.04.02 願書	株式会社三昭堂
211	2015-037367		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、赤色(CMYKの組合せ:C20, M100, Y80, K0)、青色(CMYKの組合せ:C100, M80, Y0, K0)であり、配色は、上から順に、青色が商標の10パーセント、同じく赤色90パーセントとなっている。	2015-037367 2015/04/16	[審査] 2015.04.16 願書 2015.04.16 認定・付加情報	株式会社ジェイティーピー
212	2015-037465		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青色(CMYKの組合せ:C100, M60, Y0, K0)のみからなるものである。	2015-037465 2015/04/16	[審査] 2015.04.16 願書 2015.04.17 認定・付加情報	ドリームベッド株式会社
213	2015-037539		通常	色彩のみ	Up Hair\MOROZOFF NIGHT\モロゾフナイト\Scalp Series 商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、ロゴマークの図形の色の部分の紺色(RGBの組み合わせ:R29, G32, B136)と、白色(RGBの組み合わせ:R255, G255, B255)の組み合わせの構成からなる。なお、ロゴマークの図形は、デザインの一部を示したものであり商標を構成する要素ではない。	2015-037539 2015/04/03	[審査] 2015.04.03 願書	有限会社アフロディーテ
214	2015-037790		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、上方から下方に向けて色彩が変化するグラデーションより構成される色彩のみからなる商標である。色彩は、上端部が黒色(PANTONE Black C)であり、下方に向けてオレンジ(PANTONE 7409 C)、黄色(PANTONE 803 C)、白色に変化するものである。	2015-037790 2015/04/17	[審査] 2015.04.17 願書 2015.04.17 認定・付加情報	株式会社ユニバーサルエンターテインメント
215	2015-037882		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、赤色(RGBの組合せ:R204, G0, B0)、灰色(RGBの組合せ:R153, G153, B153)であり、配色は、左から順に、赤色が商標の16.6パーセント、同じく灰色83.4パーセントとなっている。	2015-037882 2015/04/17	[審査] 2015.04.17 願書 2015.04.17 認定・付加情報	株式会社ジェイティーピー
216	2015-037883		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、赤色(RGBの組合せ:R204, G0, B0)、灰色(RGBの組合せ:R153, G153, B153)、白色(RGBの組合せ:R255, G255, B255)であり、配色は、商標の上から53.5パーセントに白色を配し、白色の下に左から順に、赤色が商標の8パーセント、同じく灰色が38.5パーセントとなっている。	2015-037883 2015/04/17	[審査] 2015.04.17 願書 2015.04.17 認定・付加情報	株式会社ジェイティーピー

217	2015-037921		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は黄色「マンセル値 5Y8/14」のみからなるものである。	2015-037921 2015/04/17	[審査] 2015.04.17 願書	フアナック株式会社
218	2015-038054		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(PANTONE 1788 U)、黄色(PANTONE 7404 U)、緑色(PANTONE 354 U)の3色で構成されるものである。	2015-038054 2015/04/06	[審査] 2015.04.06 願書 2015.04.27 認定・付加情報	京都錦市場商店街振興組合
219	2015-038550		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組み合わせのみからなるものである。色彩の組み合わせとしては、マゼンタ色(RGBの組み合わせ:R235, G0, B139)、シアン色(RGBの組み合わせ:R0, G113, B187)であり、配色は、上部または右側の33%がマゼンタ色で、残りの67%がシアン色となっている。	2015-038550 2015/04/02	[審査] 2015.04.02 願書	株式会社三昭堂
220	2015-038689		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、グラブバケットのシェルの部分をオレンジ色(マンセル値:4. 4YR5. 2/8. 7)とする構成からなる。なお、グラブバケットのシェルの部分以外の破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-038689 2015/04/21	[審査] 2015.04.21 願書 2015.04.21 認定・付加情報	ミノツ鉄工株式会社
221	2015-039264		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青色[DIC578(C100%+M50%)]のみからなるものである。	2015-039264 2015/04/22	[審査] 2015.04.22 願書 2015.04.22 認定・付加情報	株式会社鶴見製作所
222	2015-039265		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、水中ポンプ本体の一部を青色[DIC578(C100%+M50%)]とする構成からなる。なお、水中ポンプの破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-039265 2015/04/22	[審査] 2015.04.22 願書 2015.04.22 認定・付加情報	株式会社鶴見製作所
223	2015-039724		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、薄青色(左)(RGBの組合せ:R122, G175, B208)、青色(右)(RGBの組合せ:R52, G137, B202)であり、配色は、左から順に、薄青色が商標の50パーセント、同じく青色が50パーセントとなっている。	2015-039724 2015/04/23	[審査] 2015.04.23 願書	三甲株式会社
224	2015-039725		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、灰色(RGBの組合せ:R103, G109, B99)、青色(RGBの組合せ:R59, G83, B124)であり、配色は、左から順に、灰色が商標の50パーセント、同じく青色が50パーセントとなっている。	2015-039725 2015/04/23	[審査] 2015.04.23 願書	三甲株式会社
225	2015-039726		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、紫色(RGBの組合せ:R92, G32, B123)、赤色(RGBの組合せ:R178, G67, B142)であり、配色は、左から順に、紫色が商標の50パーセント、同じく赤色が50パーセントとなっている。	2015-039726 2015/04/23	[審査] 2015.04.23 願書	三甲株式会社

226	2015-039791		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、ノートブック型コンピュータのキー配置部のキー部分を除く部分及びディスプレイ面の背面部分を金色(PANTONE色見本帳の番号は、7527PC)、キー部分及びディスプレイ面の液晶画面の四周フレーム部分を白色(PANTONE色見本帳の番号は、11 4800TPX)とする構成からなる。なお、商標登録を受けようとする商標において、金色・白色部分以外の灰色部分及び破線部分は、商品の形状の一例を示したものであ	2015-039791 2015/04/23	[審査] 2015.04.23 願書 2015.04.23 認定・付加情報	株式会社東芝
227	2015-039792		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、タブレット型コンピュータのディスプレイ面の液晶画面の四周フレーム部分及び背面部分を金色(PANTONE色見本帳の番号は、7527PC)、ディスプレイ面と背面を接合する上下左右の側面部分を白色(PANTONE色見本帳の番号は、11 4800TPX)とする構成からなる。なお、商標登録を受けようとする商標において、金色・白色部分以外の灰色部分及び破線部分は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構	2015-039792 2015/04/23	[審査] 2015.04.23 願書 2015.04.23 認定・付加情報	株式会社東芝
228	2015-039811		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せは、上から順に、黄色(RGBの組合せ:R244, G189, B0)、白色(RGBの組合せ:R255, G255, B255)、黄色(RGBの組合せ:R244, G189, B0)からなる。配色の割合は、上から順に、黄色が47.5パーセント、白色が5.0パーセント、黄色が47.5パーセントである。	2015-039811 2015/04/23	[審査] 2015.04.23 願書	菊水酒造株式会社
229	2015-040045		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(パントン200C)のみからなるものである。	2015-040045 2015/04/23	[審査] 2015.04.23 願書	エスピー食品株式会社
230	2015-040140		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(RGBの組み合わせ:R184, G28, B34)のみからなるものである	2015-040140 2015/04/24	[審査] 2015.04.24 願書 2015.04.24 認定・付加情報	三基商事株式会社
231	2015-040256		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、オレンジ色(RGBの組合せ:R243, G151, B0)のみからなるものである。	2015-040256 2015/04/24	[審査] 2015.04.24 願書 2015.04.24 認定・付加情報	大日本印刷株式会社
232	2015-040785		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、黄色(PANTONE:129C)と茶色(PANTONE:188C)であり、配色は、上から順に、黄色が商標の16%、茶色が商標の3%、黄色が商標の4%、茶色が商標の17%、黄色が商標の36%、茶色が商標の11%、黄色が商標の13%となっている。	2015-040785 2015/04/27	[審査] 2015.04.27 願書	全業工業株式会社
233	2015-040786		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、黄色(PANTONE:129C)と茶色(PANTONE:188C)であり、配色は、上から順に、黄色が商標の16%、茶色が商標の24%、黄色が商標の60%となっている。	2015-040786 2015/04/27	[審査] 2015.04.27 願書	全業工業株式会社
234	2015-040787		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、黄色(PANTONE:129C)と茶色(PANTONE:188C)であり、配色は、上から順に、茶色が商標の50%、黄色が商標の50%となっている。	2015-040787 2015/04/27	[審査] 2015.04.27 願書	全業工業株式会社

235	2015-040788		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、黄色(PANTONE:129C)のみからなるものである。	2015-040788 2015/04/27	[審査] 2015.04.27 願書	全業工業株式会社
236	2015-040789		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、茶色(PANTONE:188C)のみからなるものである。	2015-040789 2015/04/27	[審査] 2015.04.27 願書	全業工業株式会社
237	2015-040790		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、青色(PANTONE:2935C)と白色(RGBの組合せ:R255、G255、B255)であり、配色は、上から順に、青色が商標の50%、白色が商標の50%となっている。	2015-040790 2015/04/27	[審査] 2015.04.27 願書	全業工業株式会社
238	2015-040818		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(RGBの組合せ:R255、G0、B0)のみからなるものである。	2015-040818 2015/04/27	[審査] 2015.04.27 願書	武田薬品工業株式会社
239	2015-040967		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標であって、組合せに係る色彩のうちの一部に、中心から左右両端に向かう線形グラデーションで表した色彩を含むものである。色彩の組合せは、黄色(PANTONE色見本帳:Yellow 127C)と、中心の緑色(RGBの組合せ:R0、G138、B107)から左右両端の濃緑色(RGBの組合せ:R0、G75、B44)に向かうグラデーションであり、配色は、上から順に、黄色が商標の縦幅の12パーセント、同じく中心から	2015-040967 2015/04/27	[審査] 2015.04.27 願書 2015.04.27 認定・付加情報	森永乳業株式会社
240	2015-041606		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下、「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、緑色(CMYKの組み合わせ:C100、M0、Y100、K0)、黄色(CMYKの組合せ:C0、M0、Y100、K0)であり、配色は上から順に、緑色が商標の50パーセント、黄色が商標の50パーセントとなっている。	2015-041606 2015/04/28	[審査] 2015.04.28 願書 2015.04.28 認定・付加情報 2015.05.07 上申書 2015.05.08 認定・付加情報	興和株式会社
241	2015-041620		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、茶色(PANTONE1675C)のみからなるものである。	2015-041620 2015/04/28	[審査] 2015.04.28 願書 2015.04.28 認定・付加情報	株式会社 伊藤園
242	2015-041621		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、緑色(PANTONE350C)のみからなるものである。	2015-041621 2015/04/28	[審査] 2015.04.28 願書 2015.04.28 認定・付加情報	株式会社 伊藤園
243	2015-041833		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、高圧洗浄機の本体ケースの部分を黄色(RGBの組合せ:R255、G236、B0)とする構成からなる。なお、高圧洗浄機の黒色の部分は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-041833 2015/04/29	[審査] 2015.04.29 願書 2015.04.29 早期審査に関する事情説明書 2015.04.30 手続補足書 2015.04.30 認定・付加情報	ケルヒヤー ジャパン株式会社

244	2015-041834		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、高圧洗浄機の本体ケースを黄色(RGBの組合せ:R255, G236, B0)、上部のハンドル部分、正面のダイヤルスイッチ、水道ホース接続口、高圧ホース接続口およびホイルの各部分を黒色(RGBの組合せ:R0, G0, B0)とする構成からなる。	2015-041834 2015/04/29	[審査] 2015.04.29 願書 2015.04.29 早期審査に関する事情説明書 2015.04.30 手続補足書 2015.04.30 認定・付加情報 2015.05.11 認定・付加情報	ケルヒヤー ジャパン株式会社
245	2015-041835		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、高圧洗浄機の本体ケースの前面板を除く部分および正面のダイヤルスイッチ周囲のスイッチ表示部分を黄色(RGBの組合せ:R255, G236, B0)、本体ケースの前面板、正面のダイヤルスイッチ、水道ホース接続口、高圧ホース接続口、把持部およびノズル収納部の各部分を黒色(RGBの組合せ:R0, G0, B0)とする構成からなる。	2015-041835 2015/04/29	[審査] 2015.04.29 願書 2015.04.30 手続補足書 2015.04.30 認定・付加情報	ケルヒヤー ジャパン株式会社
246	2015-041836		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、スチーム式洗浄機の上下2つに分かれる本体ケースの上側ケース部分を黄色(RGBの組合せ:R255, G236, B0)とする構成からなる。なお、スチーム式洗浄機の黒色の部分は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-041836 2015/04/29	[審査] 2015.04.29 願書 2015.04.29 早期審査に関する事情説明書 2015.04.30 手続補足書 2015.04.30 認定・付加情報 2015.05.07 認定・付加情報	ケルヒヤー ジャパン株式会社
247	2015-041837		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、スチーム式洗浄機の上下2つに分かれる本体ケースの上側ケース部分を白色(RGBの組合せ:R255, G255, B255)、その下側ケース部分を灰色(RGBの組合せ:R164, G168, B172)とする構成からなる。なお、スチーム式洗浄機の黒色の部分は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-041837 2015/04/29	[審査] 2015.04.29 願書 2015.04.29 早期審査に関する事情説明書 2015.04.30 手続補足書 2015.04.30 認定・付加情報 2015.05.01 認定・付加情報	ケルヒヤー ジャパン株式会社
248	2015-041838		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、黄色(RGBの組合せ:R255, G236, B0)のみからなるものである。	2015-041838 2015/04/29	[審査] 2015.04.29 願書 2015.04.29 早期審査に関する事情説明書 2015.04.30 手続補足書 2015.04.30 認定・付加情報	ケルヒヤー ジャパン株式会社
249	2015-042169		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、金色(PANTONE10129C)のみからなるものである。	2015-042169 2015/04/30	[審査] 2015.04.30 願書 2015.04.30 認定・付加情報	株式会社 伊藤園
250	2015-042170		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、金色(PANTONE10121C)のみからなるものである。	2015-042170 2015/04/30	[審査] 2015.04.30 願書 2015.04.30 認定・付加情報	株式会社 伊藤園
251	2015-042196		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せは、黒色(PANTONE BLACK C)、黄色(PANTONE 116C)、赤色(PANTONE 485C)からなる。配色の割合は、黒23%、黄色47%、赤30%である。	2015-042196 2015/04/30	[審査] 2015.04.30 願書	株式会社TJMデザイン
252	2015-042198		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せは、黒色(PANTONE BLACK C)、黄色(PANTONE 116C)、赤色(PANTONE 485C)からなる。配色の割合は、黒17%、黄色55%、赤28%である。	2015-042198 2015/04/30	[審査] 2015.04.30 願書	株式会社TJMデザイン

253	2015-042212		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、赤色(RGBの組合せ:R255、G0、B0)、黒色(RGBの組合せ:R0、G0、B0)である。商標は、正方形の黒色部分の中央に正方形の赤色部分を有し、黒色部分及び赤色部分の合計面積に対する赤色部分の面積の面積比が1/4である。	2015-042212 2015/04/30	[審査] 2015.04.30 願書	株式会社新保哲也アトリエ
254	2015-042245		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(マンセル値:5R 4/12)のみからなるものである。	2015-042245 2015/04/17	[審査] 2015.04.17 願書 2015.05.26 認定・付加情報	株式会社堀場エステック
255	2015-042574		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、青色(色見本帳の番号:DIC-F43)、黄色(色見本帳の番号:DIC-567)である。配色は、上から順に青色が商標の46.2963%、同じく黄色が53.7037%であり、換言すると、上から順に青色と黄色が1:1.16の比率の幅で配される。	2015-042574 2015/05/01	[審査] 2015.05.01 願書	セントラル警備保障株式会社
256	2015-042575		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、青色(色見本帳の番号:DIC-F43)、黄色(色見本帳の番号:DIC-567)である。配色は、左から順に青色が商標の46.62%、同じく黄色が53.38%であり、換言すると、左から順に青色と黄色が1:1.145の比率の幅で配される。	2015-042575 2015/05/01	[審査] 2015.05.01 願書	セントラル警備保障株式会社
257	2015-042690		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、紺色(DIC256、CMYKの組合せ:C100、M100、Y0、K20、RGBの組合せ:R54、G60、B112)のみからなるものである。	2015-042690 2015/05/01	[審査] 2015.05.01 願書	学校法人 大阪学院大学
258	2015-042691		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、黄色(CMYKの組合せ:C0、M0、Y100、K0、DIC126、RGBの組合せ:R255、G241、B0)のみからなるものである。	2015-042691 2015/05/01	[審査] 2015.05.01 願書	学校法人 大阪学院大学
259	2015-042745		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青色(RGBの組合せ:R5、G51、B148)のみからなるものである。	2015-042745 2015/04/20	[審査] 2015.04.20 願書	デジタルアーツ株式会社
260	2015-043058		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青色(PANTONE 2758C)のみからなるものである。	2015-043058 2015/05/07	[審査] 2015.05.07 願書	株式会社ロイズコンフェクト
261	2015-043087		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(RBGの組合せ:R179、G0、B35)のみからなるものである。	2015-043087 2015/05/07	[審査] 2015.05.07 願書	理研機器株式会社

262	2015-043088		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、緑色(RBGの組合せ:R61, G61, B0)のみからなるものである。	2015-043088 2015/05/07	[審査] 2015.05.07 願書	理研機器株式会社
263	2015-043163		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、青色(DIC182)のみからなるものである。	2015-043163 2015/05/07	[審査] 2015.05.07 願書	西日本旅客鉄道株式会社
264	2015-043332		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、黄色(CMYKの組み合わせ: C0, M20, Y100, K0)のみからなる商標である。	2015-043332 2015/05/07	[審査] 2015.05.07 願書	トピー工業株式会社
265	2015-043554		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、臙脂色(PANTONE202C)のみからなるものであり、小売店の店頭看板その他の店名表示の地色として表示される。破線は看板の形状の一例を示すものであり、商標を構成するものではない。	2015-043554 2015/05/08	[審査] 2015.05.08 願書 2015.06.03 認定・付加情報	株式会社良品計画
266	2015-043935		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標は、赤色(RGBの組合せ: C15, M100, Y100, K0)のみからなるものである。Cはシアン, Mはマゼンダ, Yはイエロー, Kはブラックを示す。	2015-043935 2015/05/11	[審査] 2015.05.11 願書	株式会社大進本店
267	2015-044857		通常	色彩のみ	商標登録を受けようとする商標(以下、「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、トグルクランプの柄の部分(赤色(RG Bの組み合わせ: R200, G16, B46)とする構成)からなる。なお、トグルクランプの柄以外の部分や柄の部分の破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。	2015-044857 2015/05/13	[審査] 2015.05.13 願書	株式会社三興, 大阪角田興業株式会社